

平成29年度

公 売 広 報

公 売 日 平成29年11月7日(火)

公売会場 横瀬町役場 3階 303・304会議室

横 瀬 町

目 次

・公売の日時及び会場等	1
・ 公 売 財 産 一 覧	2
・ 公 売 財 産 明 細 書	3
・ 入 札 さ れ る 方 へ	10
・ 公 売 参 加 の 方 法	11
・ 公 売 日 の 入 札 手 順	14
・ 入 札 書 (記 載 例)	15
・ 委 任 状 (参 考 様 式)	17

公売の日時及び会場等

- 入札の日時 平成29年11月7日(火)午前10時30分から午前10時45分まで
- 開札の日時 平成29年11月7日(火)午前10時46分から
- 売却決定の日時 動産：平成29年11月7日(火)午前11時30分
不動産：平成29年11月14日(火)午前10時00分
- 代金納付期限 動産：平成29年11月7日(火)午後3時00分
不動産：平成29年11月14日(火)午後2時00分
- 入札会場 埼玉県秩父郡横瀬町大字横瀬4545番地
横瀬町役場 3階 303・304会議室
- 売却決定場所 横瀬町税務会計課

※入札の説明は、公売当日の午前10時10分頃から行います。

- 公売に関するお問い合わせ先
横瀬町役場税務会計課
電話:0494-25-0113

公売財産一覧

売却区分番号	見積価格	財産種別	財産所在地	その他事項
	公売保証金			
1-1	730,000円	不動産 建物	秩父郡横瀬町大字横瀬字五番15 95番地1, 1596番地1	課税財産
	80,000円			
2-1	710,000円	動産 立体駐車場	秩父郡横瀬町大字横瀬字五番15 97番地、1598番地1、1598番地 2	課税財産
	80,000円			

公売財産明細書(不動産)

売却区分番号	1-1	見積価額	730,000円
		公売保証金	80,000円

不動産

【建物】

所在 秩父郡横瀬町大字横瀬字五番 1595番地1, 1596番地1

家屋番号 1595番1

種類 遊技場 寄宿舎

構造 鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺2階建

床面積 1階 514.85㎡ 2階 385.61㎡

〔財産の状況〕

- 1 非線引き都市計画区域
- 2 用途無指定(建ぺい率:60% 容積率:200%)
- 3 南西側 幅員約11mの国道(299号)に接している。
- 4 上水道は使用可能。下水道は整備区域外。
- 5 対象物件は登記済み。現在、空き店舗。
建物内に、第三者所有の動産が置かれています。
- 6 第三者が所有する件外土地上に建築されています。
当該件外土地ほか8筆について、次のとおり土地賃貸借契約(書面)が締結されています。

契約年月日 昭和63年10月1日から昭和73年(平成10年)9月30日まで。

以降、原則として協議の上、更新。

目的 店舗及び駐車場

契約期間 10年

月額地代 70万円

未納地代 1,223万円(平成29年9月30日現在)

7 注意事項

- ① 公売財産の面積等は公簿によるものです。
- ② 公売財産についてあらかじめその現況及び関係公簿等を確認したうえで入札してください。
- ③ 公売財産については、落札者が買受代金を納付した時点の状況(現況有姿)で権利移転します。
- ④ 横瀬町は瑕疵担保責任を負いません。
- ⑤ 危険負担については、買受代金を納付した時点で落札者に移転します。したがって、その後に発生した財産の毀損、盗難及び消失等による損害の負担は、落札者が負うこととなります。
- ⑥ 横瀬町は公売財産の引き渡し義務を負わないため、使用者又は占有者に対して明け渡しを求める場合、不動産における動産の処理などはすべて買受人の責任において行うこととなります。
- ⑦ 土地の境界については隣接地所有者と協議してください。
- ⑧ 土地汚染やアスベストなどに関する専門的な調査は行っていません。

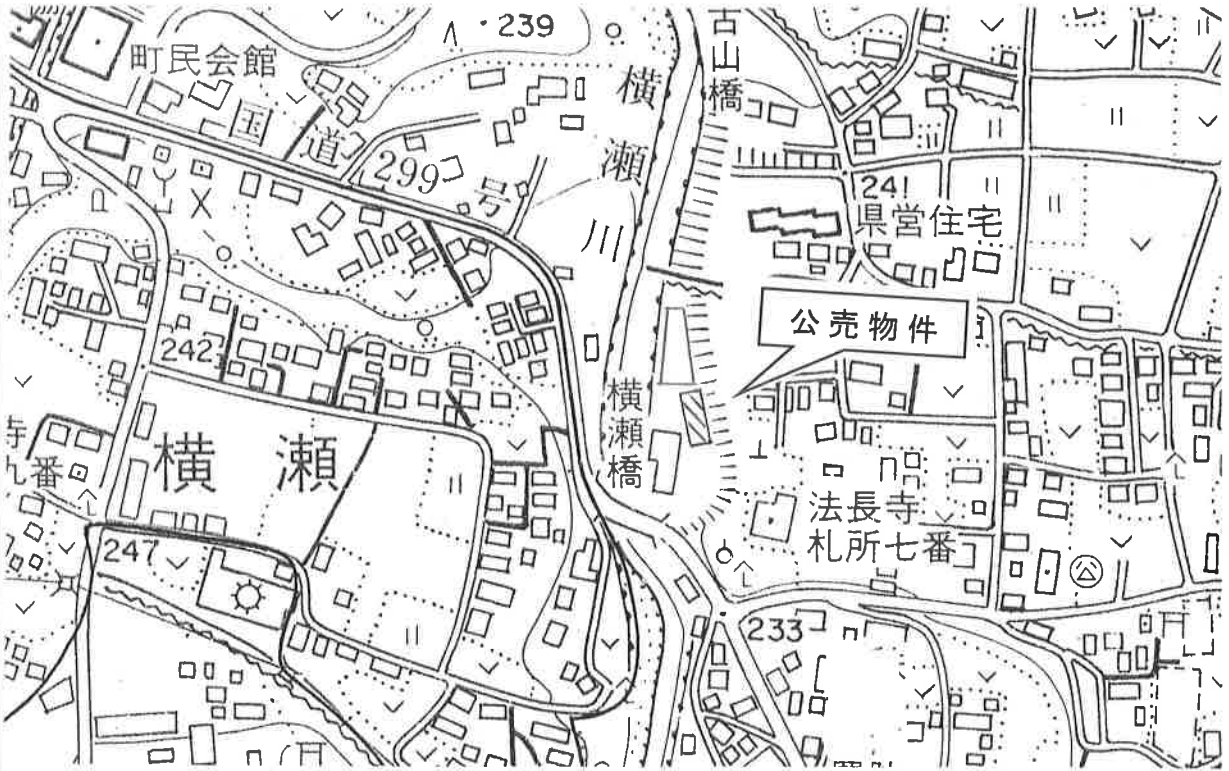
〔最寄駅〕

西武鉄道秩父線 横瀬駅 北東約1230m

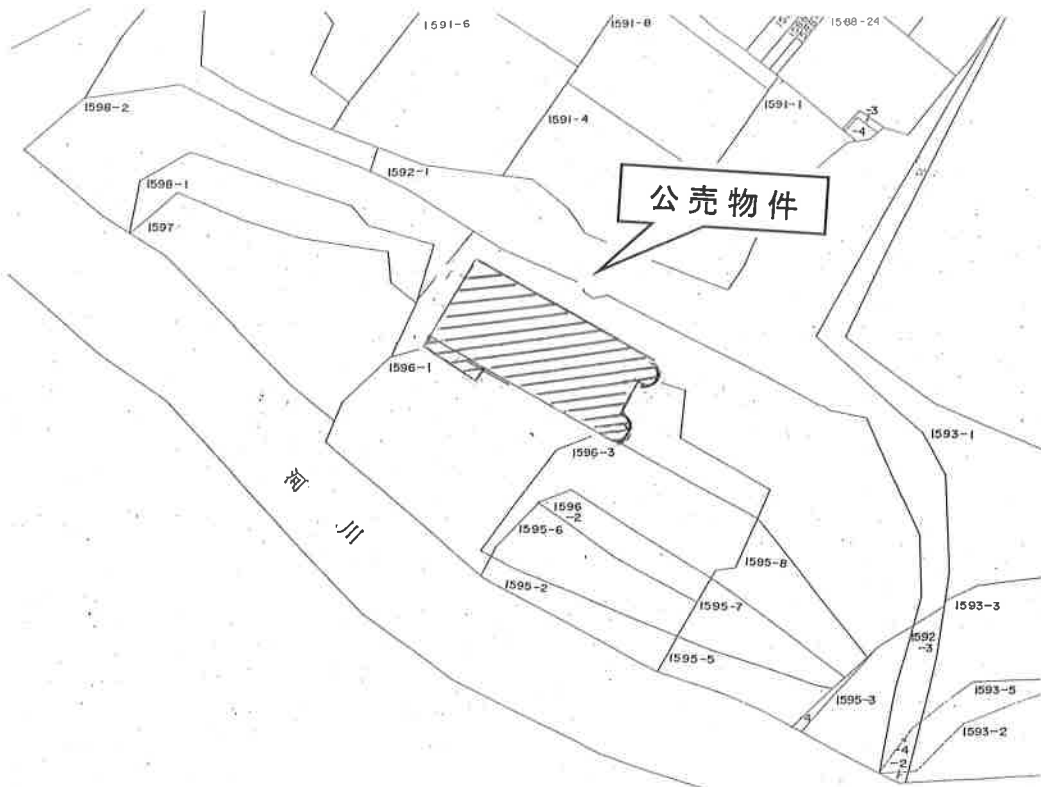
売却区分番号

1-1

〔所在図〕



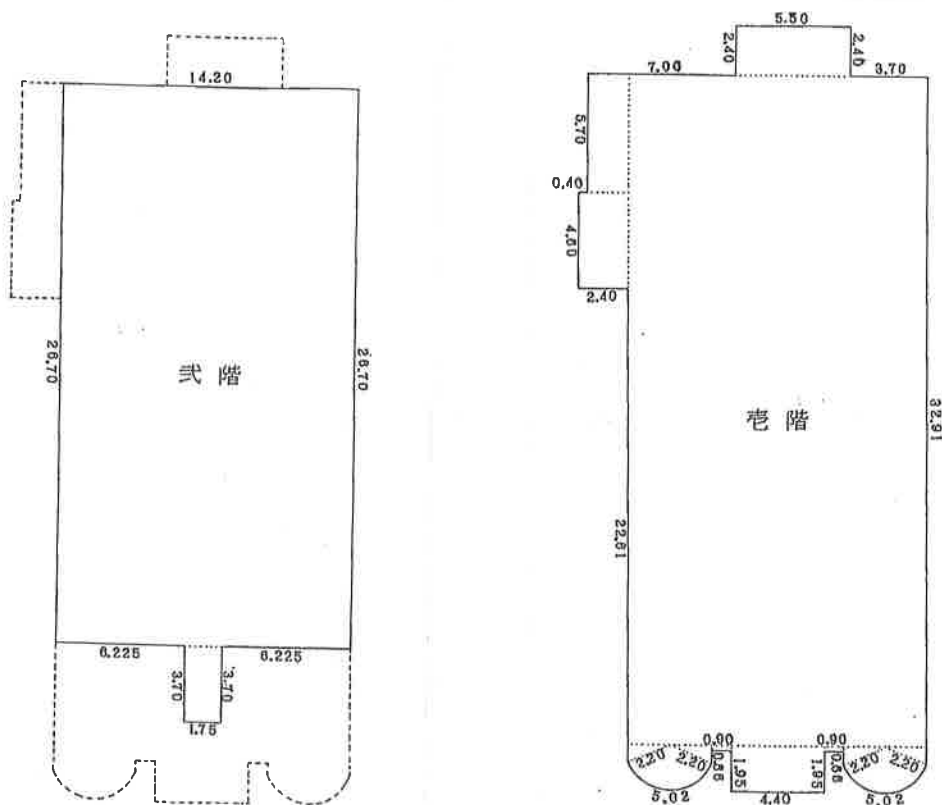
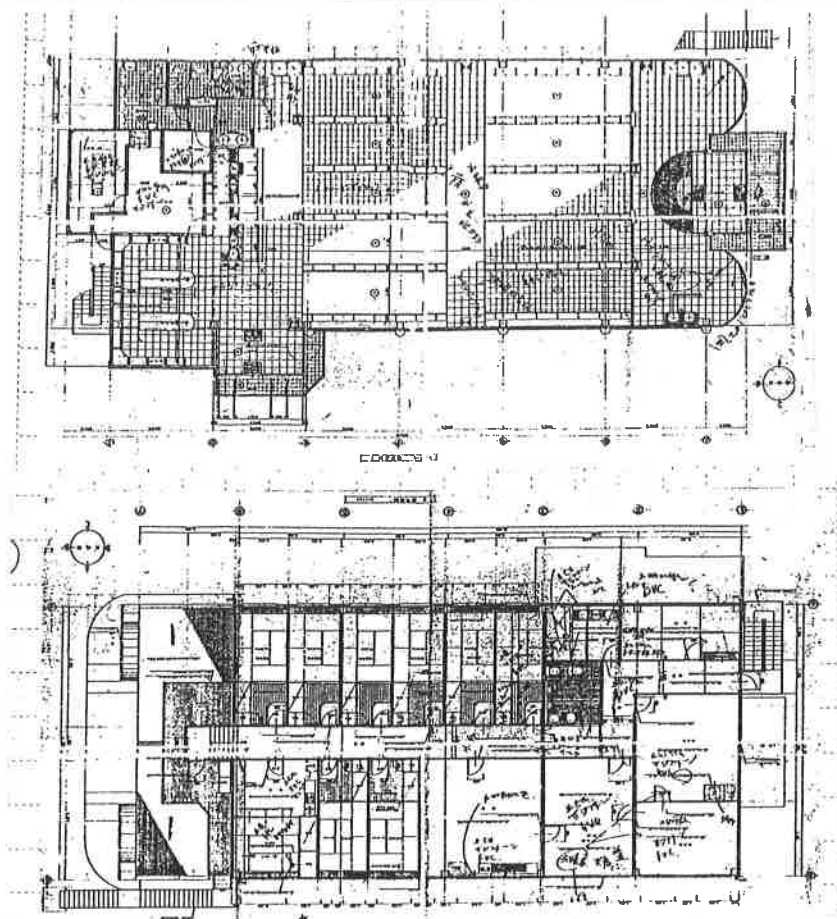
〔見取図〕



売却区分番号

1-1

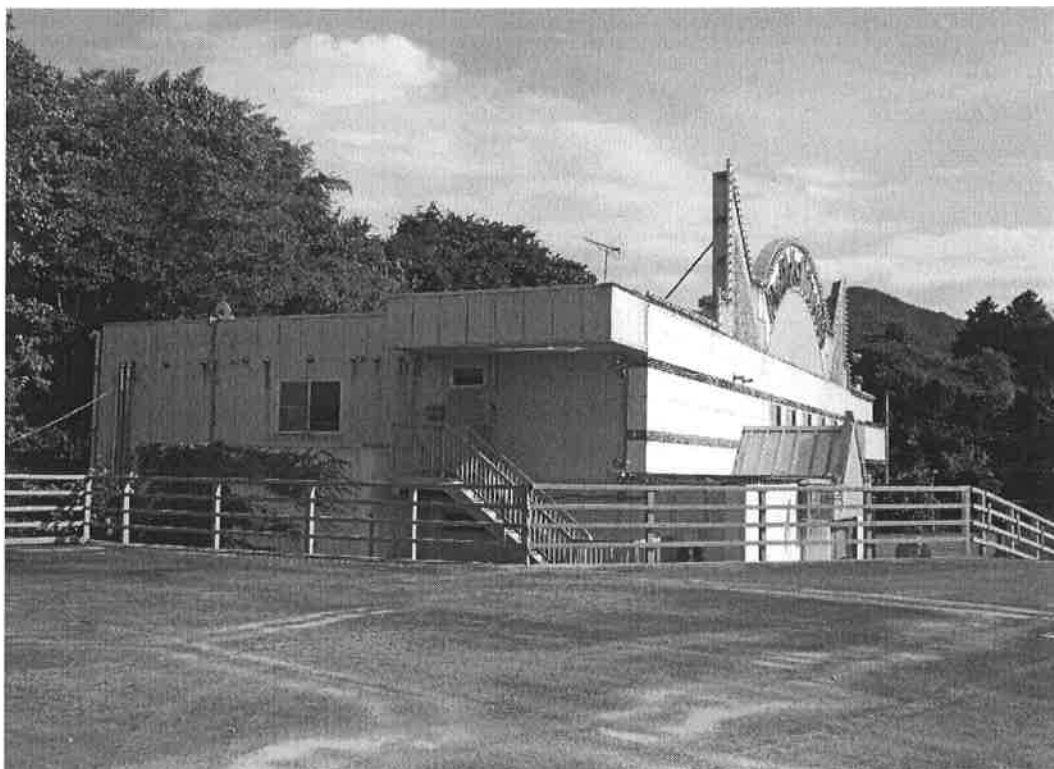
[平面図]



売却区分番号

1-1

〔写真〕



公売財産明細書(動産)

売却区分番号	2-1	見積価額	710,000円
		公売保証金	80,000円

動産

構造物 自走式立体駐車場

所在 秩父郡横瀬町大字横瀬字五番1597番地、1598番地1、1598番地2

構造 鉄骨造1層式2段駐車場

仕様 型式:フラット型 床:コンクリート床 収容台数:約140台

公示書の位置 1階駐車場出入口 2階駐車場通路入口

[財産の状況]

1 非線引き都市計画区域

2 用途無指定(建ぺい率:60% 容積率:200%)

3 南西側 幅員約11mの国道(299号)に接している。

4 上水道は使用可能。下水道は整備区域外。

5 第三者が所有する件外土地上に建築されています。

当該件外土地ほか7筆について、次のとおり土地賃貸借契約が締結されています。

契約年月日 昭和63年10月1日から昭和73年(平成10年)9月30日まで。

以降、原則として協議の上、更新。

目的 店舗及び駐車場

契約期間 10年

月額地代 70万円

未納地代 1,223万円(平成29年9月30日現在)

6 注意事項

① 公売財産についてあらかじめその現況等を確認したうえで入札してください。

② 公売財産については、落札者が買受代金を納付した時点の状況(現況有姿)で権利移転します。

③ 横瀬町は瑕疵担保責任を負いません。

④ 危険負担については、買受代金を納付した時点で落札者に移転します。したがって、その後に発生した財産の毀損、盗難及び消失等による損害の負担は、落札者が負うこととなります。

⑤ 横瀬町は公売財産の引き渡し義務を負わないため、使用者又は占有者に対して明け渡しを求める場合はすべて買受人の責任において行うこととなります。

⑥ 土地の境界については隣接地所有者と協議してください。

⑦ 土地汚染やアスベストなどに関する専門的な調査は行っていません。

[最寄駅]

西武鉄道秩父線 横瀬駅 北東約1230m

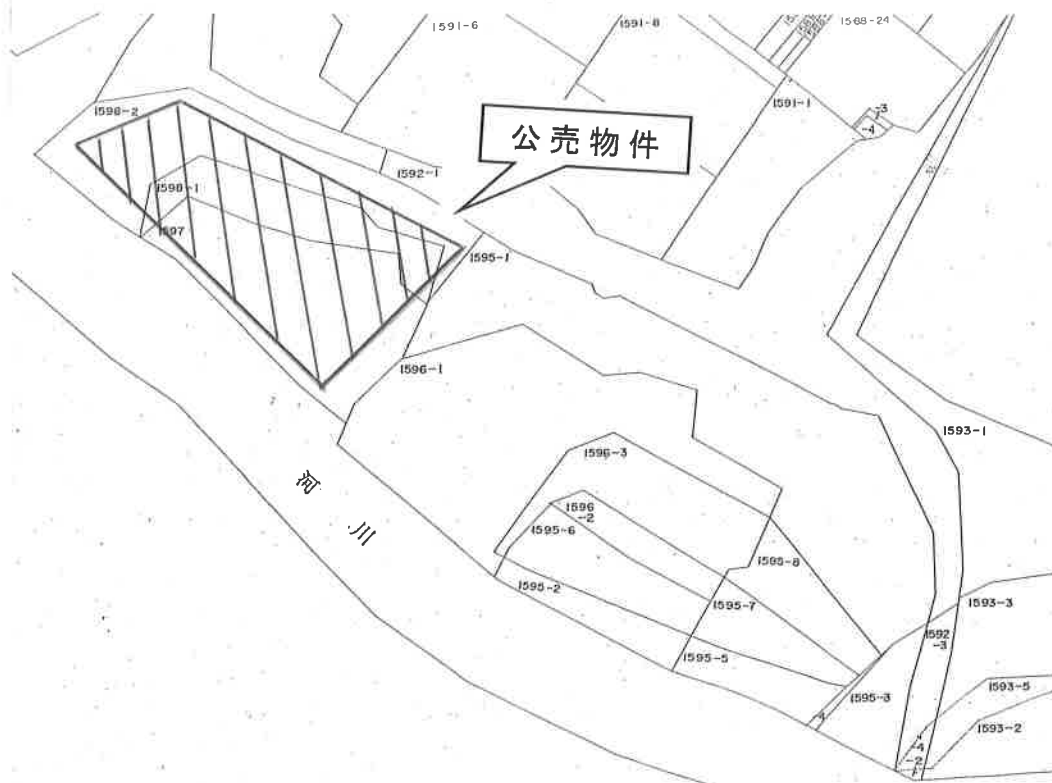
売却区分番号

2-1

〔所在図〕



〔見取図〕



売却区分番号

2-1

[写真]



入札される方へ

- 1 公売参加の手続き等については、次頁以降の「公売参加の方法」をご覧ください。
- 2 公売財産の内容については、「公売財産明細書」をご覧ください。
- 3 入札当日は、次のものをご持参ください。
 - (1) 公売保証金
現金又は銀行振出しの小切手
銀行振出し小切手の場合(東京又は横浜手形交換所管内のものに限る。)
 - (2) 身分証明書
入札参加者(代理人の場合はその代理人)の運転免許証等、公的機関の証明書
 - (3) 印鑑
個人が入札する場合は本人の印鑑、法人の代表者が入札する場合は代表者印
なお、代理人が入札する場合は、代理人の印鑑
 - (4) 委任状
代理人が入札する場合は必要です。
 - (5) 収入印紙
営利法人または個人の不動産業者として参加した方が、公売保証金の還付を受けるときは、収入印紙200円
- 4 公売を中止する場合がありますので、入札前にご確認ください。

公売参加の方法

1 入札

- (1) 入札に際しては、あらかじめ公売財産を現地で確認し、登録簿を閲覧するなどしたうえで入札してください。
- (2) 入札者は所定の入札書により、売却区分の番号ごとに入札してください。
- (3) 今回の公売財産は、課税財産です。
(参考)「課税財産」とは、消費税法別表第一(第6条関係)に掲げる財産以外の財産をいいます。
- (4) 入札書を書き損じたときは、訂正や抹消をしないで新しい入札書を使用してください。なお、入札書には、個人にあっては住民登録上の住所・氏名を、法人にあっては商業登記簿上の所在地・商号を記載してください。
- (5) 一度提出した入札書は、入札時間内であっても、引換え、変更又は取消しをすることはできません。
- (6) 代理人が入札する場合には、入札に先立って代理権限を証する委任状を提出してください。
- (7) 共同入札をする方は、入札書に共有者全員の住所・氏名を連署し、それぞれの持分を記載してください。
- (8) 同一人が、同一の売却区分番号について、2枚以上の入札書を提出すると、その入札書はいずれも無効となります。
- (9) 次の要件に該当する方は、公売財産を買い受けることができません。
ア 買受人の制限(国税徴収法第92条)、公売実施の適正化のための措置(国税徴収法第108条)等により買受人となることができない者
イ 公売財産の買受人について、一定の資格その他の要件を必要とする場合で、これらの資格等を有しない場合

2 公売保証金の納付

公売保証金の納付を要する財産については、公売保証金を納付した後でなければ入札できません。入札を行う前に公売保証金を公売会場で納付してください。公売保証金は、現金又は銀行振出しの小切手(東京・横浜手形交換所管内のものに限る。)で、公売日に公売会場で納付してください。

3 開札の方法

開札は、入札者の立会いのうえで行います。
ただし、入札者又はその代理人が開札の場所にいないときは、公売事務を担当していない職員が立会って開札します。

4 最高価申込者の決定

最高価申込者の決定は、公売財産の売却区分番号ごとに、入札書の「入札価格」欄に記載された金額が見積価額以上で、かつ最高の価額である入札者を最高価申込者として決定します。

5 次順位買受申込者の決定(不動産の場合)

- (1) 売却区分番号ごとに、入札価格が見積価額以上で、かつ、最高価申込者に次ぐ入札をした方から買受の申込みがあるときは、その方を次順位買受申込者として決定します。
ただし、その入札価額は最高入札価額から公売保証金の額を控除した金額以上でなければなりません。
なお、次順位買受け申込者が2名以上あるときは、「くじ」で決定します。
- (2) 次順位買受申込者が納付した公売保証金は、原則として代金納付期限まで返還できません。

6 再度入札

開札の結果、入札者がいないとき、又は入札価額が見積価額に達しないときは、直ちに再度入札をすることがあります。

7 追加入札

開札の結果、最高価申込者となるべき者が2人以上いる場合は、その入札者の中で追加入札を行って最高価申込者を決定します。
追加入札の価額がなお同額のときは、「くじ」により最高価申込者を決定します。

8 公売保証金の返還

- (1) 最高価申込者とならなかった入札者が納付した公売保証金は、入札終了の告知後に返還します。
ただし、次順位買受申込者に対しては、最高価申込者が買受代金を納付した後に返還します。(不動産の場合)
- (2) 公売保証金の返還を受ける者は、公売保証金返還請求書に金額・住所・氏名を記名捺印し、請求してください。
なお、公売保証金の返還を受ける者が、営利法人又は個人の不動産業者等である場合は、200円の収入印紙が必要です。

9 売却決定

売却決定は、公売公告に記載した日時に、公告で定める場所において、最高価申込者に対して行います。
また、次順位買受申込者に対して行う場合の売却決定は、国税徴収法第113条第2項各号に掲げる日に行います。(不動産の場合)
なお、売却決定は、課税財産の場合も、入札価額によって行います。

10 買受代金の納付

買受人は、売却決定を受けた後、公売公告に記載した納付期限までに、買受代金の全額を、現金又は銀行振出しの小切手(東京・横浜手形交換管内のものに限る。)で、町の公告で定める場所において納付してください。
なお、次順位買受申込者が売却決定を受けた場合は、売却決定の日から起算して7日を経過した日が納付期限となります。(不動産の場合)
具体的な手続きは、公売終了後に説明します。

11 権利移転に伴う費用(不動産の場合)

権利移転に伴う費用(所有権移転登記の登録免許税、登記嘱託書の郵便料等)は、買受人の負担となります。

12 権利移転の手続(不動産の場合)

公売財産の所有権移転の登記手続きは、買受人の請求により、その財産の公売を担当する町が行います。

買受人は、買受代金の納付後、所有権移転登記請求書に住民票等の必要書類を添えて提出してください。

13 売却決定の取消し

次の該当する場合は、その売却決定を取り消します。

- (1) 買受人が買受代金を納付する前に、公売財産に係る町税について完納の事実が証明されたとき(公売保証金は返還します。)
- (2) 買受人が買受代金をその納付期限までに納付しなかったとき
- (3) 国税徴収法第108条第2項の規定に該当したとき

14 公売保証金の帰属等

買受人が買受代金をその納付期限までに納付しないことにより、売却決定が取り消された場合は、その買受人が納付した公売保証金は、その公売に係る町税に充当され、なお残余があるときは滞納者に交付します。

また、国税徴収法第108条第2項の処分を受けた者の納付した公売保証金は町に帰属します。

15 買受申込等の取消し

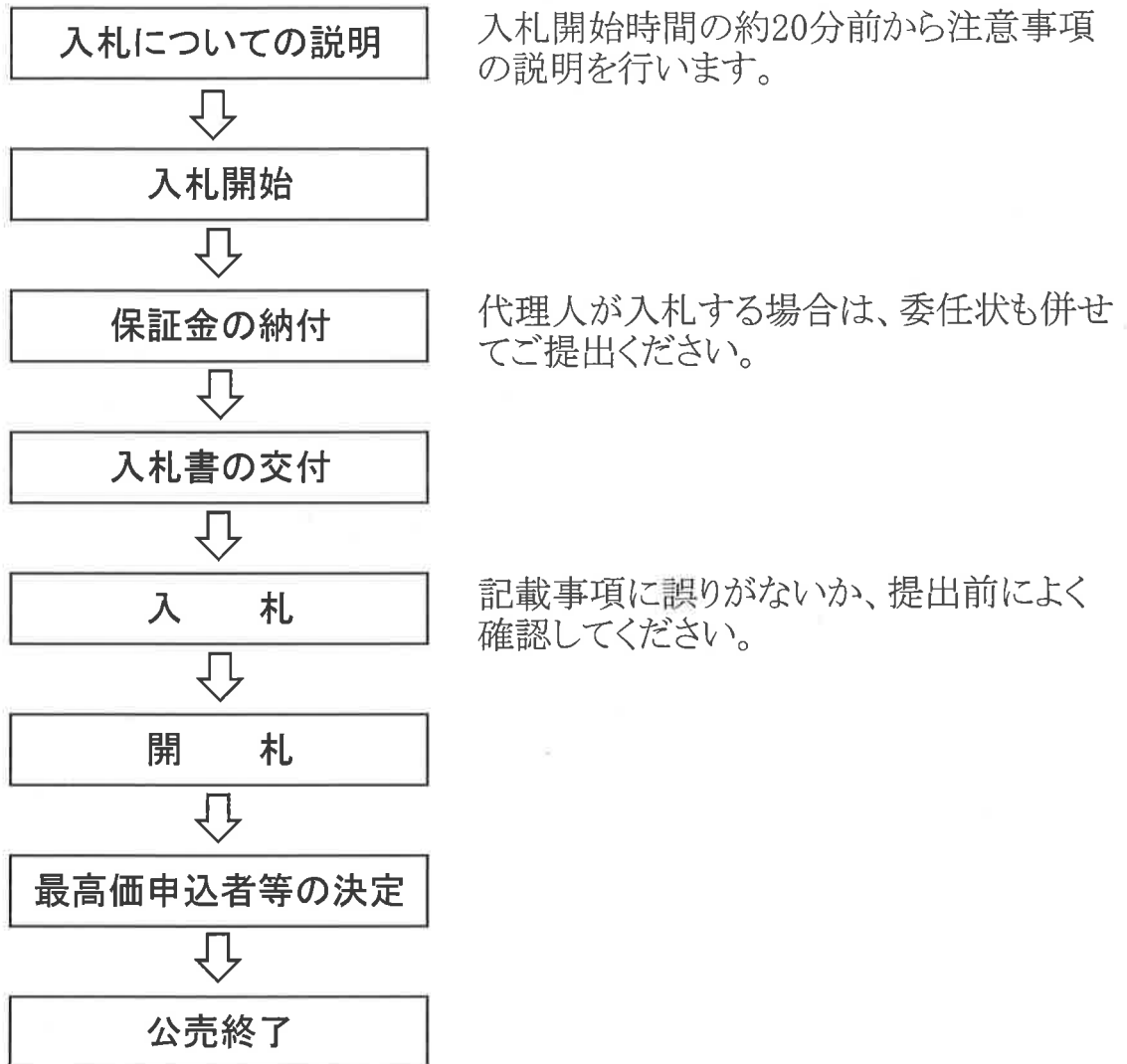
買受代金の納付期限前に、滞納者から不服申立等があった場合には、最高価申込者及び次順位買受申込者並びに買受人は、不服申立等による滞納処分の続行の停止がされている間は、入札又は買受けを取り消すことができます。

16 権利移転等の時期

買受人は、買受代金の全額を納付したときに、公売財産の権利を取得します。したがって、買受代金納付後に生じた財産の毀損、焼失等による損害の負担は、買受人が負うこととなります。

また、町は財産の引き渡しの義務は負いません。

公売日の入札手順



◎公売終了後、最高価申込者及び次順位買受申込者の方には、権利移転関係の説明を行います。

◎公売終了後、最高価申込者及び次順位買受申込者以外の方には、公売保証金を返還します。

入札書(記載例)

入 札 書			
			平成29年11月7日
横瀬町長 様			
入 札 者	本 人	住所又は所在地	
		氏名又は名 称	
	代 理 人	住所又は所在地	
		氏名又は名 称	
<p style="text-align: center;">※ 法人の場合は、「氏名又は名称」欄に、その名称及び代表者氏名を記載して</p> <p style="text-align: center;">公告第〇〇号に基づいて下記のとおり入札します。</p>			
売却区分	財産の名称	数量	入札価額
〇-〇	建物 秩父郡横瀬町〇〇番地	〇	¥ 1 0 0 0 0 0 0

※太枠内のみ記載してください。

※入札金額の頭部には、「¥」又は「金」を付けてください。

注意事項

- 1 入札書は、売却区分ごとに別紙にしてください。
- 2 字体は鮮明にインク又はボールペンで書いてください。
- 3 数人が共同して入札する場合には、その旨を明記し、共同入札者各人の住所又は氏名を連署してください。また、各人の持分について共同入札者持分内訳書(裏面)を提出してください。
- 4 代理人が入札する場合は、入札に先だって代理権限を証する委任状を提出してください。
- 5 一度提出した入札書の引換え、変更又は取消しはできません。
- 6 書き損じたときは、訂正をしないで新たな入札書用紙を請求して書き直してください。
- 7 架空の名義又は他人の名義を使わないでください。
- 8 公売財産が消費税法上の課税財産の場合も入札書の「入札価額」欄に記載された金額で売却決定します。(参考)課税財産とは、消費税法別表第一(第6条関係)に掲げる財産以外の財産をいいます。

入札書の裏面(記載例)

持分を合計すると、「1」になるように記載してください。

共同入札者持分内訳書				
1	本人	住所又は所在地		持分 分の
		氏名又は名称		
	代理人	住所又は所在地		
		氏名又は名称		
2	本人	住所又は所在地		持分 分の
		氏名又は名称		
	代理人	住所又は所在地		
		氏名又は名称		
3	本人	住所又は所在地		持分 分の
		氏名又は名称		
	代理人	住所又は所在地		
		氏名又は名称		
4	本人	住所又は所在地		持分 分の
		氏名又は名称		
	代理人	住所又は所在地		
		氏名又は名称		
5	本人	住所又は所在地		持分 分の
		氏名又は名称		
	代理人	住所又は所在地		
		氏名又は名称		

※ 法人の場合は、「氏名又は名称」欄に、「その名称及び代表者氏名」を記載してください。

※ 持分の合計は、必ず「1」になるように記載してください。

(参考様式)

委任状

平成 年 月 日

横瀬町長 様

委任者

住所

氏名

印

電話

私は、下記の者を代理人と定め、次の権限を委任します。

記

受任者

住所

氏名

電話

委任事項

平成29年11月7日の公売に関する

- 1 公売保証金の納付の権限
- 2 入札書の提出の権限
- 3 公売保証金の返還に係る受領の権限
- 4 上記1～3に附帯する一切の権限